

令和 6 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項、同法第 2 4 1 条第 5 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況及び健全化判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況及び健全化判断比率

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）・2 4 日（木）・2 5 日（金）、8 月 1 3 日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 1 6 7 億 1, 9 7 2 万 8, 0 6 8 円、歳出総額 1 6 2 億 7, 1 1 5 万 5, 3 1 6 円で、歳入歳出差引残額 4 億 4, 8 5 7 万 2, 7 5 2 円である。

なお、本年度は繰越明許費繰越額が 2, 2 8 7 万円生じたため、実質収支額は 4 億 2, 5 7 0 万 2, 7 5 2 円となる。

歳入の状況は、収入済額 1 6 7 億 1, 9 7 2 万 8, 0 6 8 円を前年度と比較すると 7. 7 2 %、金額にして 1 1 億 9, 8 6 2 万 9, 6 9 0 円の増であり、調定額 1 6 9 億 2 9 6 万 9, 8 8 9 円に対する収入率は、9 8. 9 2 % である。

収入済額全体の 4 0. 6 6 % を占める町税の収納率は 9 7. 4 6 % で、前

年度の 97.57%より 0.11ポイントの減である。

町税の不納欠損額は 1,181万4,961円で、前年度と比較すると 57.20%の増となっており、財源確保が厳しい状況にある。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は 1億7,215万7,525円で、前年度と比較すると 2.00%の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額 162億7,115万5,316円を前年度と比較すると 7.51%、金額にして 11億3,604万8,758円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は 96.95%で、翌年度繰越額が 9,078万4,000円生じたので、不用額は 4億2,170万6,684円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の 44.26%を占め、社会福祉費では、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金及び非課税世帯等への低所得世帯支援金、児童福祉費では、保育園児童運営委託料、町立保育園 2 園の指定管理者委託料及び児童手当等が主なものである。

次に総務費が 15.59%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費及び各基金積立金等が主なものである。

次に土木費が 11.45%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、舗装工事及び交通安全施設等設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金及び出資金等が主なものである。

次に、教育費が 11.03%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、小学校費では、五小除湿温度保持機能復旧工事、社会教育費では、郷土資料館指定管理者委託料及び耕心館指定管理者委託料等が主なものである。

次に衛生費が 10.10%を占め、保健衛生費では、福生病院企業団への負担金、清掃費では、西多摩衛生組合分賦金、地区別ごみ収集委託料及びリサイクルプラザ運転業務委託料等が主なものである。

以下、消防費 3.54%、公債費 1.91%、議会費 0.98%の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

令和6年度を振り返ると、不安定な国際情勢の影響を受けて諸物価が高騰し、国内の社会経済は大きな影響を受け、国民生活にも深刻な影響を及ぼした。こうした中、令和7年3月6日に、東京都は多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸に関連する都市計画決定を告示した。これまで町と町議会連名での要望活動や延伸を求める署名の提出、モノレールを呼ぼう 瑞穂の会が発足してから機運醸成に継続的に取り組み、全町的にモノレール延伸を後押ししてきたことを評価したい。多摩都市モノレール延伸を契機としたまちづくり基本計画に則り、今後もモノレール延伸を見据えたまちづくりを推進し、町の魅力をさらに高めてもらいたい。

主な事業を概観していくと、基幹相談支援センターを設置し、障がい者等からの相談対応や虐待対応、権利擁護の推進等を行っている。障害福祉サービスの利用だけでは解決できない課題を抱える障がい者（児）や家族等からの相談に対応するとともに、障害福祉サービス事業者とも連携し、障がい者等が地域でより安心した生活ができるようになることを望む。

令和6年10月に子ども家庭センター課を設置した。さらに、令和7年3月に瑞穂町子ども計画を策定した。子育て家庭を包括的に支援する体制を構築するために組織を見直すとともに、全ての子ども・若者を対象とした総合的な子ども政策を推進することで、「こどもまんなか社会」の実現を目指している。子ども・若者のニーズを的確に捉え、子どもたちがのびのびと育つまちになるような取組に期待したい。

令和6年4月から町内の小・中学校の学校給食費を無償化し、保護者の経済的負担を緩和している。また、町独自の施策として私立の小・中学校に通う児童・生徒及びアレルギー等で学校給食を食べることができない児童・生徒についても同等の支援を実施していることは評価したい。

令和7年3月に町の観光PR動画を公開した。バーチャルアーティストを使用することで他自治体の観光PR動画との差別化が図られ、公開から10日程度で1万回再生を記録している。今回の観光PR動画の成果や効果进行分析し、更なる町の魅力発信に努められたい。

令和6年10月からデマンド交通「チョイソコみずほまち」実証実験運行を開始している。令和3年10月から運行しているコミュニティバスではカバーできない交通不便地域解消の補完等を目的としている。また町では、公共交通の持続可能性向上、多摩都市モノレール延伸後の移動需要の変化に柔軟に対応するために自動運転バスの導入を検討している。令和7年2月18日から6日間、箱根ヶ崎駅周辺における自動運転バス実証実験を行い、技術的な課題抽出を行った。運転手不足や利用者数の減少による公共交通の減便

や路線廃止が全国的な社会問題となっているが、町の公共交通が維持・活性化されることを期待する。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月7日に受けたため、7月25日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した。さらに、8月13日に将来負担比率の変更に関する説明を聴取し再度審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化に対応することが望まれる。また、公共施設個別施設計画に基づいた適正かつ計画的な公共施設の維持、管理運営に努めることを求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和7年8月13日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）・2 4 日（木）・2 5 日（金）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、4, 5 7 0 世帯、被保険者 6, 9 0 0 人で前年度と比較すると 1 7 5 世帯の減、被保険者は 4 2 0 人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 3 6 億 2, 9 9 8 万 7, 6 9 0 円、歳出総額 3 5 億 8, 4 9 3 万 1, 3 7 0 円で、歳入歳出差引残額 4, 5 0 5 万 6, 3 2 0 円である。

歳入の状況は、収入済額 3 6 億 2, 9 9 8 万 7, 6 9 0 円を前年度と比較すると 0. 7 3 % の増であり、調定額に対する収入率は 9 6. 3 0 % である。

収入全体の 1 8. 1 1 % を占める国民健康保険税の収納率は調定額の 8 2. 5 1 % である。

国民健康保険税における不納欠損額は 1, 0 1 3 万 8, 6 8 3 円で、前年度と比較すると 8. 0 2 % の減であり、収入未済額は 1 億 3, 0 1 8 万 4 9 6 円で、前年度と比較すると 0. 5 0 % の増である。

その他の収入は、都支出金 6 7. 9 2 %、一般会計からの繰入金 1 2. 4

6 %が主なものである。

歳出の状況は、支出済額 35 億 8,493 万 1,370 円を前年度と比較すると 0.43 %の増であり、予算現額に対し 96.87 %の執行率である。

支出の主なものは、全体の 65.91 %を占める保険給付費の、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費で、その他に 30.41 %を占める国民健康保険事業費納付金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、適切に事業が遂行されたと認められる。

都とともに、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化を推進し、今後も持続可能な医療保険制度の構築に取り組まれることを望む。

令和 7 年 8 月 6 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額 6 億 7 2 4 万 5 9 6 円、歳出総額 5 億 7, 4 1 1 万 4, 2 4 5 円で、歳入歳出差引残額 3, 3 1 2 万 6, 3 5 1 円である。

歳入の状況は、収入済額 6 億 7 2 4 万 5 9 6 円を前年度と比較すると 1 4. 9 9 % の増であり、調定額に対し 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 7 5. 0 6 % を占める一般会計からの繰入金、9. 5 9 % を占める保留地処分金や町預金利子の諸収入及び 6. 2 6 % を占める町債である。

歳出の状況は、支出済額 5 億 7, 4 1 1 万 4, 2 4 5 円を前年度と比較すると 1 6. 9 1 % の増であり、予算現額に対し 9 4. 5 6 % の執行率である。

支出の主なものは、5 7. 7 9 % を占める公債費で起債元金償還金及び起

債利子償還金、42.21%を占める総務費で都市づくり公社委託料である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層努力されることを望む。

令和7年8月6日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 4 日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第 1 号被保険者数は 9, 4 9 8 人、認定者数は 1, 6 4 1 人で認定率 1 7. 2 8 % となっている。また、介護保険料の収納率は、9 8. 1 5 % である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 2 8 億 9, 9 7 7 万 4, 7 7 7 円、歳出総額 2 8 億 9, 8 7 3 万 5, 8 8 0 円で、歳入歳出差引残額 1 0 3 万 8, 8 9 7 円である。

歳入の状況は、収入済額 2 8 億 9, 9 7 7 万 4, 7 7 7 円を前年度と比較すると 5. 9 3 % の増であり、調定額に対し 9 9. 5 6 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 2 5. 7 6 % を占める支払基金交付金、2 3. 5 1 % を占める保険料、1 8. 4 1 % の国庫支出金、1 7. 6 7 % の繰入金及び 1 4. 6 1 % の都支出金である。

保険料における不納欠損額は 3 5 5 万 5, 2 0 0 円で、前年度と比較すると 0. 3 2 % の増であり、収入未済額は 1, 0 7 3 万 1, 2 0 0 円で、前年度と比較すると 1 2. 7 0 % の増である。

歳出の状況は、支出済額 28 億 9,873 万 5,880 円を前年度と比較すると 5.93%の増であり、予算現額に対し 97.92%の執行率である。

支出の主なものは、90.68%を占める保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和 7 年 8 月 6 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）・2 4 日（木）・2 5 日（金）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は 5, 3 3 8 人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 9 億 6, 8 8 6 万 1, 8 1 5 円、歳出総額 9 億 5, 7 6 9 万 1, 6 5 5 円で、歳入歳出差引残額 1, 1 1 7 万 1 6 0 円である。

歳入の状況は、収入済額 9 億 6, 8 8 6 万 1, 8 1 5 円を前年度と比較すると 7. 0 0 % の増であり、調定額に対し 9 9. 5 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 4 8. 9 1 % を占める保険料、4 5. 2 5 % を占める一般会計からの繰入金である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は 1 6 1 万 2, 3 0 0 円で、前年度と比較すると 1 1 3. 4 6 % の増である。収入未済額は 3 8 9 万 3, 6 0 0 円で、前年度と比較すると 1 2. 4 1 % の増である。

歳出の状況は、支出済額 9 億 5, 7 6 9 万 1, 6 5 5 円を前年度と比較すると 7. 2 3 % の増であり、予算現額に対し 9 9. 8 8 % の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の 9 4. 2 7 % を占める広域連合負担金であ

る。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

令和7年8月6日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 4 1 0 万 2 4 円、歳出総額 3 5 4 万 7 , 5 5 5 円で、歳入歳出差引残額 5 5 万 2 , 4 6 9 円である。

歳入の状況は、収入済額 4 1 0 万 2 4 円は調定額の 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 8 4 . 4 4 % を占める基金繰入金、1 5 . 3 5 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 3 5 4 万 7 , 5 5 5 円が予算現額に対し 8 6 . 4 8 % の執行率である。

支出の主なものは、6 8 . 5 7 % を占める諸支出金で一般会計繰出金、3 1 . 4 3 % を占める総務費では、主に委員報酬及び殿ヶ谷財産区基金積立金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和 7 年 8 月 6 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 1, 4 3 6 万 3, 0 3 0 円、歳出総額 1, 2 0 2 万 2 6 2 円で、歳入歳出差引残額 2 3 4 万 2, 7 6 8 円である。

歳入の状況は、収入済額 1, 4 3 6 万 3, 0 3 0 円は調定額に対する 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 5 3 . 0 2 % を占める基金繰入金、2 9 . 2 2 % を占める財産運用収入及び 1 7 . 0 1 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 1, 2 0 2 万 2 6 2 円が予算現額に対し 8 2 . 0 4 % の執行率である。

支出の主なものは、6 4 . 0 1 % を占める総務費で、主に管理等委託料及び石畑財産区基金積立金、3 5 . 9 9 % を占める諸支出金では一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和 7 年 8 月 6 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 8 9 5 万 7, 2 4 3 円、歳出総額 7 8 9 万 9, 3 6 7 円で、歳入歳出差引残額 1 0 5 万 7, 8 7 6 円である。

歳入の状況は、収入済額 8 9 5 万 7, 2 4 3 円は調定額に対し 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 6 8. 7 9 % を占める基金繰入金、1 7. 6 3 % を占める財産収入及び 1 3. 5 7 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 7 8 9 万 9, 3 6 7 円が予算現額に対し 8 8. 1 9 % の執行率である。

支出の主なものは、5 9. 6 1 % を占める諸支出金で一般会計繰出金、4 0. 3 9 % を占める総務費では、管理等委託料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和 7 年 8 月 6 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 6 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 6 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 6 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 23 日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 9 万 6 千 3 百 9 1 円 2 角、歳出総額 6 万 8 千 9 百 3 0 0 円で、歳入歳出差引残額 2 万 7 千 4 百 6 1 円 2 角である。

歳入の状況は、収入済額 9 万 6 千 3 百 9 1 円 2 角は調定額に対し 100% の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 72.52% を占める基金繰入金、27.41% を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 6 万 8 千 9 百 3 0 0 円が予算現額に対し 71.28% の執行率である。

支出の主なものは、78.67% を占める総務費で、委員報酬、管理等委託料及び長岡財産区基金積立金、21.33% を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和 7 年 8 月 6 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫